

見 解 書

東京都東尾久浄化センター建設事業

平成 2 年 7 月

東 京 都

1 総括

1.1 事業者の氏名及び住所

氏名 東京都 公営企業管理者 下水道局長 寺川重和
住所 東京都千代田区丸の内三丁目8番1号

1.2 対象事業の名称

東京都東尾久浄化センター建設事業（公共下水道の終末処理場の設置）

1.3 対象事業の内容の概略

本事業は、隅田川の水質保全及び東京湾の富栄養化防止対策の一環として、三河島処理場の二次処理水を、さらに浄化する施設（高度処理施設）を建設するものである。

本事業の概略は、表 1.3.1 に示すとおりである。

表 1.3.1 対象事業の概略

項目	内容	備考
建設予定地	東京都荒川区東尾久七丁目	
敷地面積	約 7.4 ha	
用途地域	工業地域	
計画処理水量	約 800,000 m ³ /日	
着工予定年度	平成 2 年度	砂ろ過施設は平成 7 年度に稼働予定
竣工予定年度	平成 17 年度	

1.4 主な意見と事業者の見解の概略

評価書案について、都民からの意見書が4通並びに関係区長の意見として荒川区長から意見が提出された。また、公聴会で6人の公述があった。

これらの主な意見とそれに対する事業者の見解の概略は表 1.4.1に示すとおりである。

表 1.4.1 主な意見と事業者の見解の概略

意見の要旨	見解の要旨
<p>〔1〕大気汚染 浄化センターの工事車両出入り口及び熊の前公園角の交差点付近は、相当量の車両交通が見込まれ、道路混雑時の排気ガス等の増加による大気汚染が懸念されることから、必要に応じた交通規制を検討されたい。</p>	<p>工事用車両の通行については、一時的に車両が集中することのないよう、必要に応じ待機場所を確保します。 また、主要な箇所には交通整理要員を配置し、適切な誘導に努めます。</p>
<p>〔2〕悪臭 雨水貯留池及び脱炭酸棟以外の施設についても、万全の臭気対策を施し、周辺住民はもちろんのこと、覆蓋部分の公園利用者に対しても不快感を与えることのないよう配慮されたい。</p>	<p>浄化センターからの臭気は敷地境界で、人間が感知できない程度であると予測されます。また、脱臭施設等の保守管理を徹底し、良好な環境の維持に努めます。</p>
<p>〔3〕騒音・振動 建設工事にあたっては、法令基準を更に下回るレベルの低騒音・低振動を実現するように努められたい。</p>	<p>建設工事に当っては、騒音規制法振動規制法、東京都公害防止条例等関係法令を遵守し、低騒音・低振動の機械等を積極的に採用します。</p>
<p>〔4〕水質汚濁 高度処理施設の稼働後は、保守管理を徹底し、事故等によって計画処理水質の値を上回る水の流出がないよう万全を期されたい。</p>	<p>施設の稼働に当っては、適切な保守管理に努めるとともに水質試験を定期的実施するなど、良好で安定した処理に努めます。</p>
<p>〔5〕地盤沈下 送水管シールド工事に当っては、事故等による地盤沈下や振動、地下水への影響等が生じぬよう、安全対策に万全を期されたい。</p>	<p>送水管シールド工事に当っては、ルート上の環境及び地形、地質の状況から判断して、地盤沈下を防止し、地下水への影響を与えない密閉型シールド工法を採用する計画です。 また、工事期間中は、周辺の地盤高を定期的に測定するとともに、工事完了後も一定期間の測定をするなど、適正な施工管理に努めます。</p>

意見の要旨	見解の要旨
<p>〔6〕植物・動物</p> <p>①都市の内の身近な自然環境を学術上の判断により影響が軽微であると結論づけては、都市の内から緑は駆逐され、身近な自然環境、生物空間との共存はなくなってしまいます。</p> <p>極普通の生活をする私たちにとって、最も重要なのは極普通の生物たちなのです。</p> <p>②完了後は多様な生息環境が創出されるとありますが、これは公園化計画にお任せなわけです。公園化計画の具体的なことは、今何も出ておりません。いつからどのような工事を行うのか、そこに植える植物はどういうものか一切今語られておりません。全部あなた任せをして、非常に無責任と言わざるを得ません。</p> <p>③一部敷地が荒川区に貸与されることにつき、環境影響評価書では一切触れられていない。荒川区が現在予定している方法では、跡地の自然全体に重要な影響を与える結果となる。</p>	<p>①評価書案は、「東京都環境影響評価技術指針」等に基づいて、現況調査・予測評価を行なっております。身近な緑や動物等は、憩いのあるくらしに重要なものと考えます。このことから、浄化センターは水と緑を尊重して、施設全体の緑化を図る計画であり、実施に当っては周辺地域の状況、人と緑の関わり方などに配慮します。</p> <p>②完成後の緑化については、覆蓋上部は都立尾久の原公園事業により行う計画であり、その整備計画は既に公表されています。また覆蓋部以外については、高木の常緑樹を主体とする緩衝緑地や低木と草花、池等からなる修景緑地を計画しており、これらは鳥類や昆虫類が好む植栽とする予定です。このため、現在の草地から多種類の植物から成る環境が創出されます。</p> <p>③本評価書案作成後に、荒川区より区内の開発行為に伴い、運動施設が一時的に減少し、区民のスポーツ活動に影響を及ぼすため、浄化センターの未着工部分を暫定的に使用したいとの要望が提出されました。</p> <p>要望の趣旨は理解できる場所ではありますが、暫定利用する場合には、現在の動植物の生育・生息環境と調和を図る必要があり、周辺環境整備事業及び関係機関と調整を図ってまいります。</p>
<p>〔7〕景観</p> <p>管理棟については、建物の色彩等に更に検討を加えるほか、覆蓋化されずに外部に露出する施設についても色彩等を検討し明るく、清潔感に満ち溢れた、親しみのある施設とされたい。</p>	<p>管理棟を含めた浄化センターの建築物は、周辺環境整備事業と調和したデザイン、色彩として、清潔感ある施設を計画しています。</p>

意見の要旨	見解の要旨
<p>[8] その他</p> <p>①土壤汚染 脱リン施設予定地東側25メートル付近には、汚染土壌の封じ込め処理槽が存在するので、工事に当っては細心の注意を払われたい。</p> <p>②電波障害 施設建設に伴って、万一、電波障害が生じた場合については、速やかに対処されたい。</p> <p>③第2期工事予定地については区民運動施設の設置を目的とした荒川区の暫定利用計画に対して、特段の配慮をされたい。</p> <p>④苦情等への対処 工事にあたっては、周辺住民に対し十分な事前説明を行うほか、工事現場等には、苦情相談窓口を設け、苦情に対する迅速かつ適切な対応に努められたい。</p> <p>⑤旭電化跡地の全体の利用計画は、都立公園、東尾久浄化センター、公的住宅、教育・文化施設、スーパー堤防、都道の施設が集まってできている。この6つの施設を一体的かつ総合的に判断する必要がある。</p>	<p>①工事に当っては、周辺地盤にゆるみが生じない遮水工法を採用し、封じ込め処理槽に影響を与えないようにします。</p> <p>②浄化センターの建築物の高さは、周辺のマンション等と同程度であるため、電波障害は生じないと考えますが、万一本事業が原因で障害が発生した場合には、速やかに適切な対応をします。</p> <p>③先搬、荒川区から要望がありました第2期工事予定地の暫定利用計画について、その要望の趣旨は十分理解するところであります。暫定利用する場合には、現在の動植物の生育・生息環境と調和を図る必要があり、周辺環境整備事業及び関係機関と調整を図ってまいります。</p> <p>④事業の実施に当っては、周辺住民の方々に事前に十分な説明を行います。また、工事現場に苦情相談窓口を設置するとともに、当局監督員を配します。 なお、苦情が生じた場合には、適切な対応を速やかに行います。</p> <p>⑤本評価書案は「東京都環境影響評価条例」で定められた対象事業について環境影響評価を行なったものです。周辺で計画されている各事業については、「旭電化尾久工場跡地等利用都区協議会」により旭電化跡地の土地利用計画が策定されております。協議会では各事業の土地利用計画等について調整を行なっており、今後とも調整を図ってまいります。</p>

2 対象事業の目的及び内容

2.1 事業の目的

東京都では、東京都第二次長期計画において、公共用水域の水質を保全するため、区部及び流域下水道の全処理区に、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)
・浮遊物質量(以下「SS」という。)
・全リン(以下「TP」という。)等を除去する高度処理施設の建設を進めることにしている。

東尾久浄化センター建設事業は、この計画の一環として実施されるものであり、隅田川に放流している三河島処理場の処理水を高度に処理して、隅田川の一層の浄化と東京湾の富栄養化防止に寄与することを目的として、高度処理施設を建設するものである。

また、浄化センターは、可能な限り地下式とし、一部の上部空間は都立公園との複合利用を図る。さらに、管理棟等の地上建築物は、隣接して施工される都立公園、スーパー堤防・教育文化施設等との調和を配慮したデザインとし、豊かな水と緑の環境を創造する計画である。

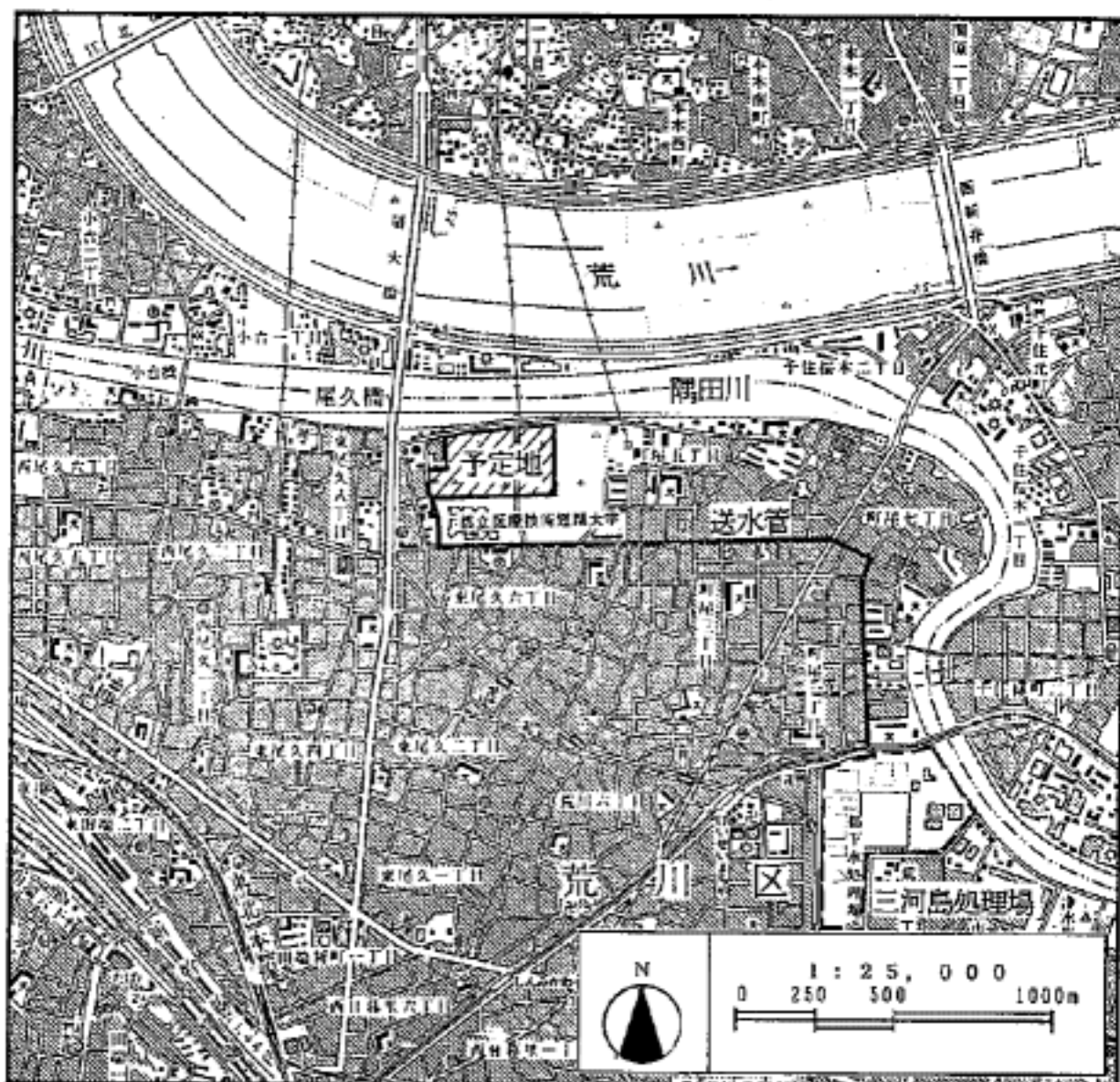
2.2 事業の内容

2.2.1 位置及び区域

東尾久浄化センターの建設予定地及び三河島処理場からの送水管ルートは、図 2.2.1 に示すとおりである。東尾久浄化センターは、隅田川の尾久橋下流右岸に位置し、住所は荒川区東尾久七丁目である。

当予定地は、旭電化工場跡地の一部であり、現在は暫定的な公園(レインボー広場)と草地になっている。また、南側に隣接して東京都立医療技術短期大学(以下「医療短大」という。)がある。

図 2.2.1 位置図



2.2.2 計画の内容

(1) 処理施設計画

ア. 処理施設の主要項目

処理施設の主要項目は、表 2.2.1 に示すとおり、三河島処理場の二次処理水全量を高度処理する施設である。完成予想図を写真 2.2.1 に示した。

表 2.2.1 処理施設の主要項目

項 目	計 画 内 容	備 考
敷地面積	約 7.4 ha (覆蓋面積約 3.7ha)	
処理能力	日最大 800,000 m ³ /日	
処理方式	急速砂ろ過法+接触脱リン法	
処理対象	三河島処理場二次処理水	
計画処理水質	BOD : 10 mg/ℓ 以下 SS : 10 mg/ℓ 以下 T-P : 0.5 mg/ℓ 以下	流入水水質 (二次処理水) BOD : 20 mg/ℓ SS : 20 mg/ℓ T-P : 3 mg/ℓ
放流先	隅田川	
逆洗排水処理	三河島処理場へ送水	

注) 流入水水質は最大値である。

イ. 施設の稼働計画

施設の稼働計画は表 2.2.2 に示すとおりである。

第 1 期計画は、砂ろ過施設を建設するもので平成 7 年度に稼働する計画であり、第 2 期計画は、脱リン施設を建設するもので、平成 12 年度に能力の半分を 17 年度に全体を稼働する計画である。

表 2.2.2 稼働計画

工 期		第 1 期	第 2 期	
稼 働 年 度		平成 7 年度	平成 12 年度	平成 17 年度
処理能力 (千 m ³ /日)	砂ろ過施設	800	800	800
	脱リン施設	—	400	800
放流水質 (mg/ℓ)	BOD	10 以下	10 以下	10 以下
	SS	10 以下	10 以下	10 以下
	T-P	1.2	0.8 以下	0.5 以下

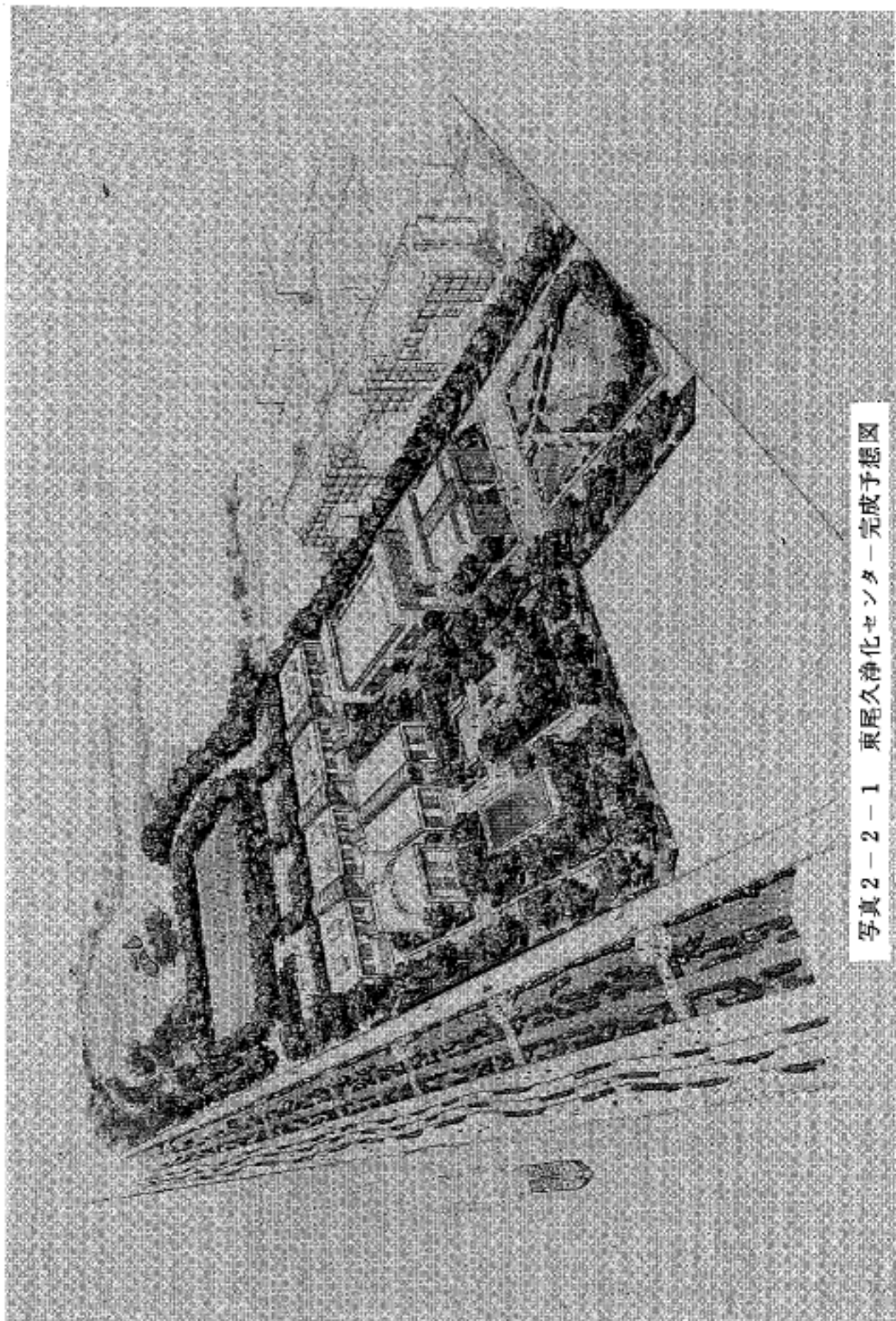


写真2-2-1 東尾久浄化センター完成予想図

ウ. 流入水及び逆洗排水の送水施設の概要

処理対象である三河島処理場二次処理水は、専用の送水管により、自然流下方式で東尾久浄化センターに送られる。送水管ルートは図 2.2.2に示すとおりであり、延長約2.4 km内径3,750 mmである。

一方、砂ろ過槽及び脱リン槽の逆洗により発生する逆洗排水16万 m^3 /日は、この送水管の中に布設される逆洗水圧送管（径900 mm 2本）により、三河島処理場に送水して処理する計画である。

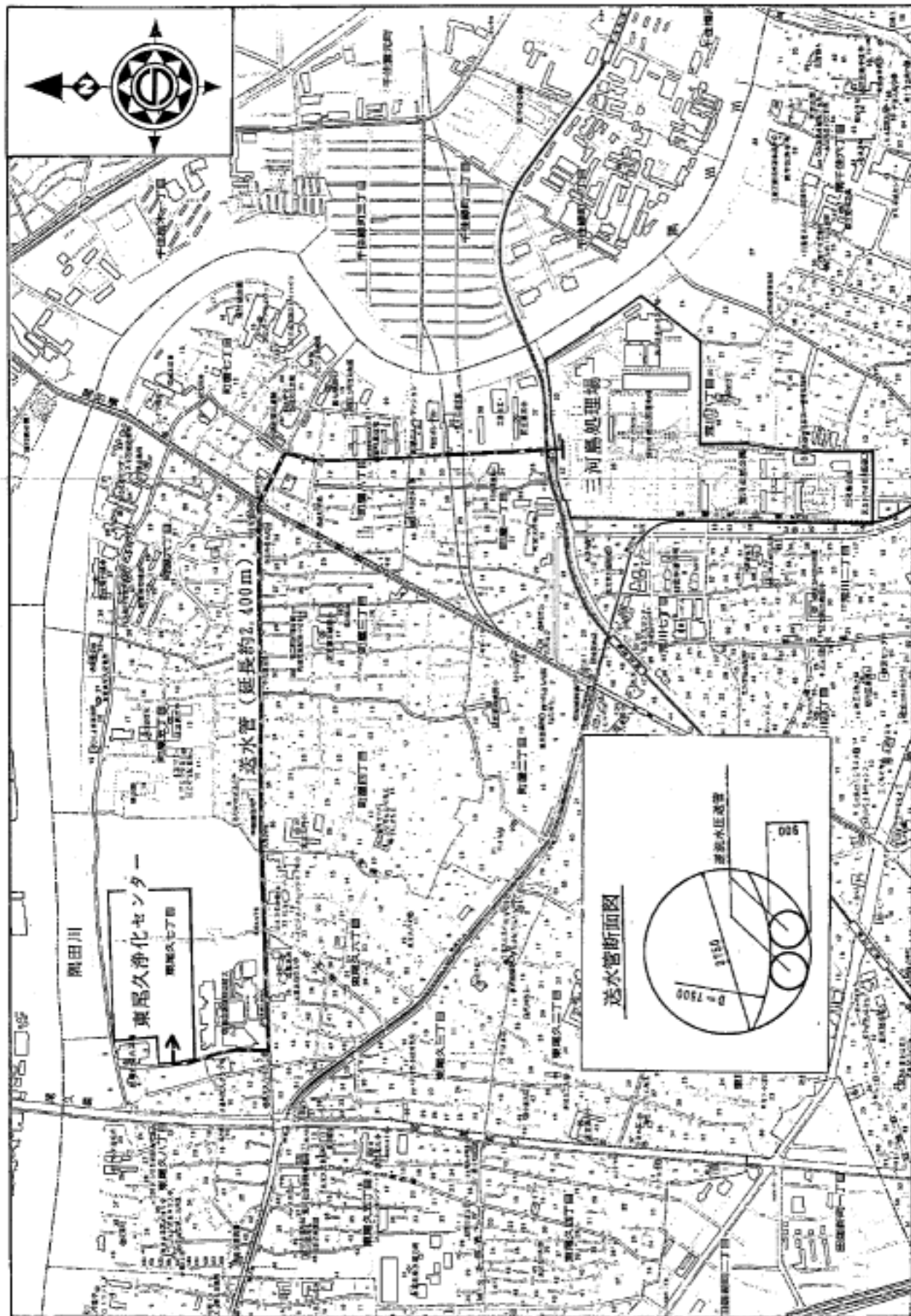


図 2.2.2 送水管ルート

1:10000
0 500m

エ. 処理施設の概要

二次処理水を受け入れてから高度処理するまでのフローは、図 2.2.3に示すとおりである。第1期計画では砂ろ過処理だけを行うため、分配槽から砂ろ過槽・放流ポンプ設備・ポストエアレーションタンクを通じて隅田川に放流される。第2期計画は、脱リン処理を行うため脱炭酸槽・脱リン槽が砂ろ過槽の前後に追加される。また、処理施設の概要は表 2.2.3に示すとおりである。

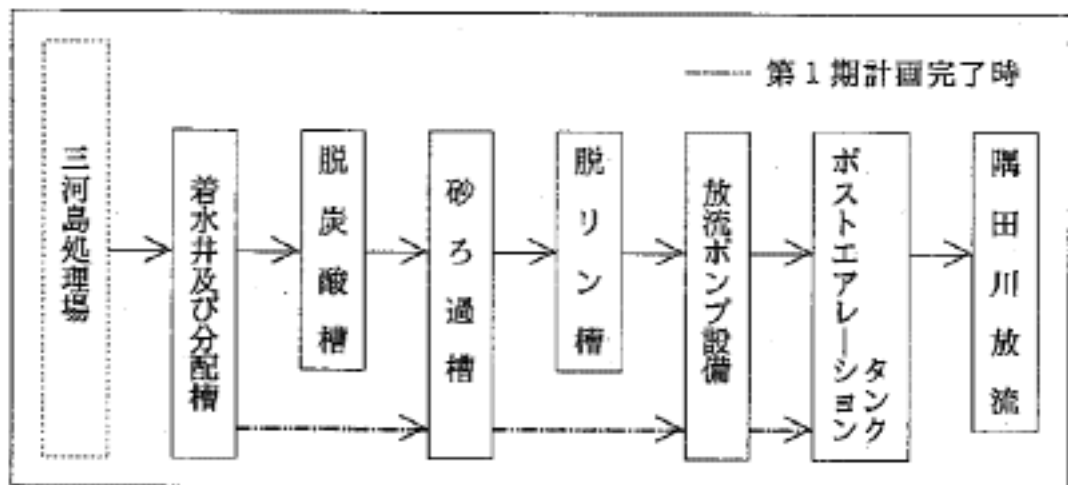


図 2.2.3 フローシート

表 2.2.3 処理施設の概要

施 設		項 目		内 容	
脱炭酸槽	脱炭酸塔	塔形 構造	流速 寸法	3段充てん塔式 100m/時以下 長3.4m×幅3.4m×高2.4m×3段×12塔 ×4系列	
		空気量		流入下水量の5倍 3.3m ³ /分	
	脱炭酸水槽	D 構造	H 留寸	調整 時間	ラインミキサー方式 3分 幅10.0m×長11.0m×深3.3m×2池×4系列
	原水ポンプ	型 仕		式 様	水中ポンプ 径500×24m ³ /分×揚程20m H×150kw ×12台×4系列
	ブロー	型 仕		式 様	片吸込ターボファン 170m ³ /分×100mm A g×5.5kw×6台 ×4系列(予定)
砂ろ過槽	型 構造	ろ過 寸法	流速	式 度法	上向流急速ろ過池 200m/日以下 幅10m×長11m×11池×4系列
脱リン槽	型 構造	通水 寸法	流速	式 度法	上向流式接触脱リン槽 120m/日 幅10.5m×長11m×17池×4系列
放流ポンプ棟	型 仕			式 様	立軸斜流ポンプ 径1000mm×104m ³ /分×揚程18m H ×450kw×9台
ポストエアレーションタンク	エアレ シ ョ ン 時 間	送 気 量	構造 寸法	式 様	10分 167m ³ /分 幅8.5m×長40m×深10m×2池 ターボブロー 42m ³ /分×6000mm A g×75kw×5台

(2) 施設配置計画

浄化センターの主要施設は表 2.2.4に、施設の配置計画及び断面図は図 2.2.4～5に示すとおりである。また、断面パースは写真 2.2.2に示すとおりである。

主要施設の他、関連する施設として、事業区域の外に流入水と逆洗排水の送水管及び吐口が、また、区域内には雨水貯留池がある。これらの概要を表 2.2.5に示した。

表 2.2.4 浄化センターの主要施設

施設	概要	高さ(GL+m)	面積(m ²)
管理棟	地上3階建鉄筋コンクリート造り	18m	約800
薬注棟	地下1階・地上2階建鉄筋コンクリート造り	14	約2,400
脱炭酸棟	地下2階・地上2階建鉄筋コンクリート造り	14	約6,000
砂ろ過槽	地下2階建鉄筋コンクリート造り	3	約12,000
脱リン槽	地下2階建鉄筋コンクリート造り	3	約21,000
放流ポンプ棟	地下2階・地上2階建鉄筋コンクリート造り	11	約1,500
分配槽	地下構造物鉄筋コンクリート造り	0	約200
放流渠	地下構造物鉄筋コンクリート造り	-3	約100
脱臭棟	地上3階建鉄筋コンクリート造り	18	約900
機材倉庫	地上1階建鉄骨スレート造り	5	約1,200

表 2.2.5 関連施設

施設	概要
雨水貯留池	地下構造物鉄筋コンクリート造り GL -1m 面積 約3,700m ²
送水管	内径3,750mm 延長約2,400m
吐口	雨水吐口: 4,500mm×3,000mm×3連 高度処理水吐口: 3,500mm×3,000mm×1連

ア. 建築物等

主な構築物として管理棟・薬注棟・脱炭酸棟・砂ろ過槽・脱リン槽・放流ポンプ棟・脱臭棟等の高度処理に必要な施設と雨水貯留池がある。なお、雨水貯留池は、計画地周辺地域約382haの初期雨水を一時的に貯留し、三河島処理場で処理することにより、雨天時放流負荷量の削減を図るものである。

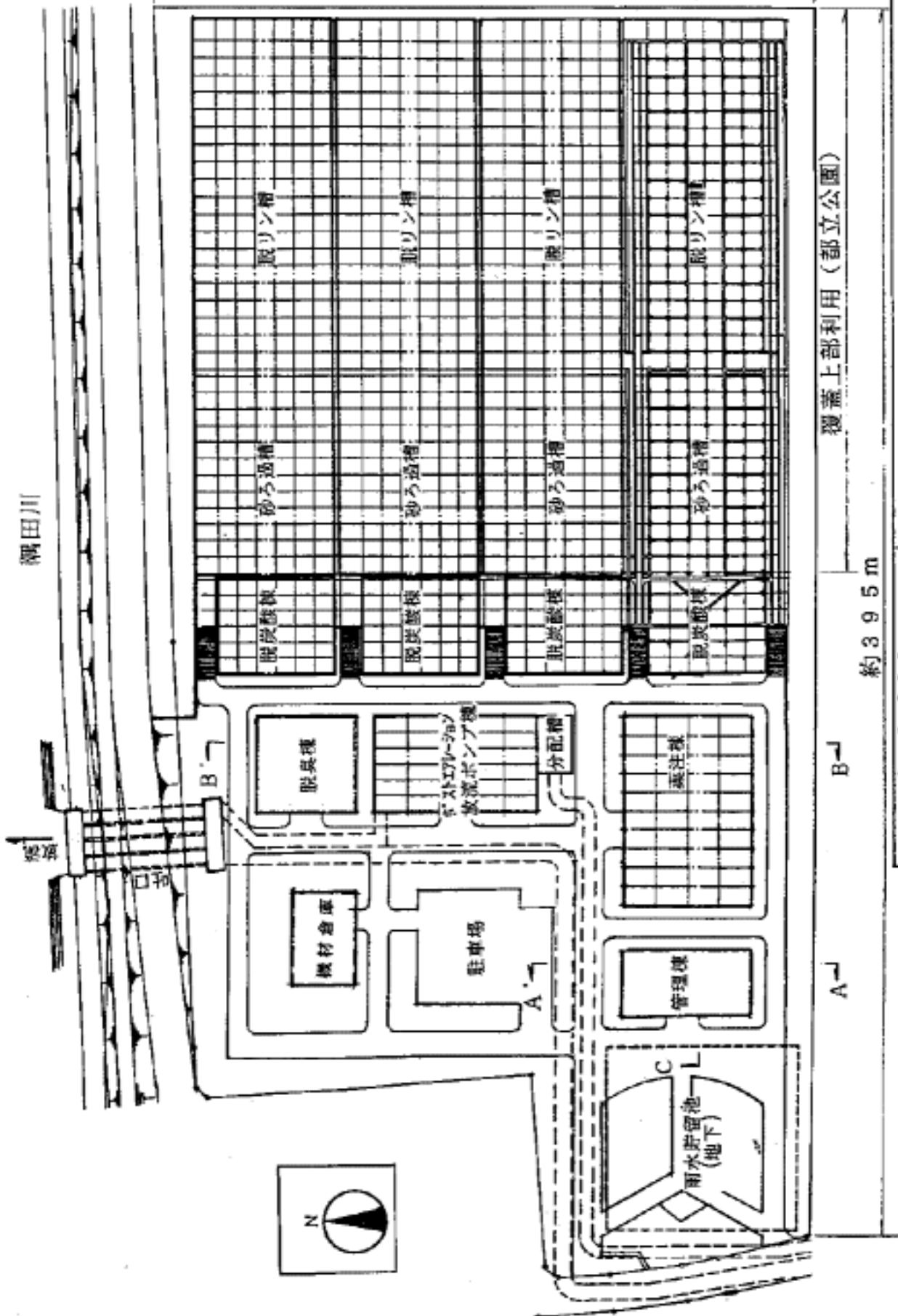
イ. 場内道路・駐車場

浄化センターへの入り口は、予定地の西側に2ヶ所設ける。場内道路は維持管理がスムーズにできるように配慮している。また、維持管理用車両及び一般車両や見学者用バス等の駐車場を、管理棟北側に設ける。

ウ. 緑地等

敷地の外周部は極力緑化して緩衝緑地を設ける。また、砂ろ過槽と脱リン槽の上部は、隣接して計画されている都立公園の一部となる。公園利用の面積は、約3.7haで敷地面積の約1/2に相当する。公園計画は、現在策定中であり具体的な利用内容は未定である。

約 210 m



覆蓋上部利用 (都立公園)

約 395 m

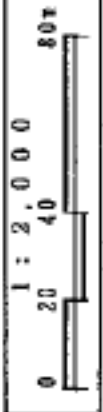
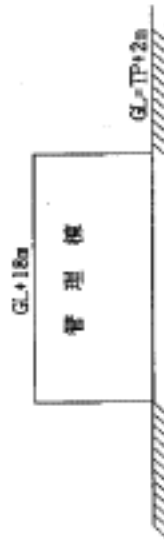
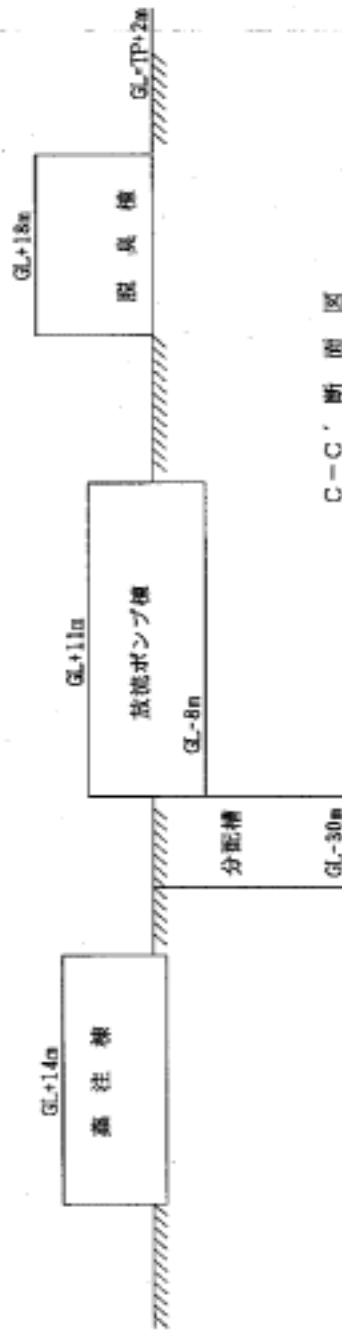


図 2.2.4 施設の配置計画

A-A' 断面図



B-B' 断面図



C-C' 断面図

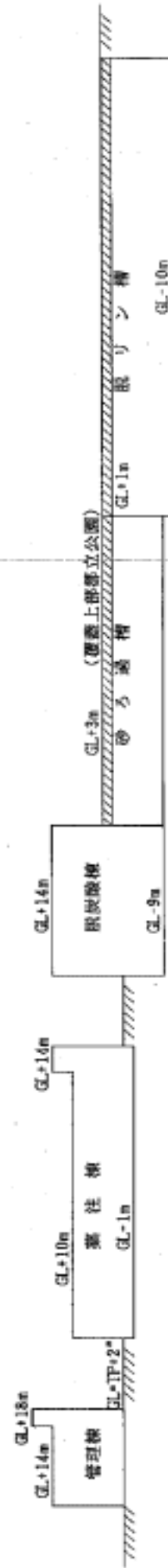


図 2.2.5 施設断面図 (1/1,000)

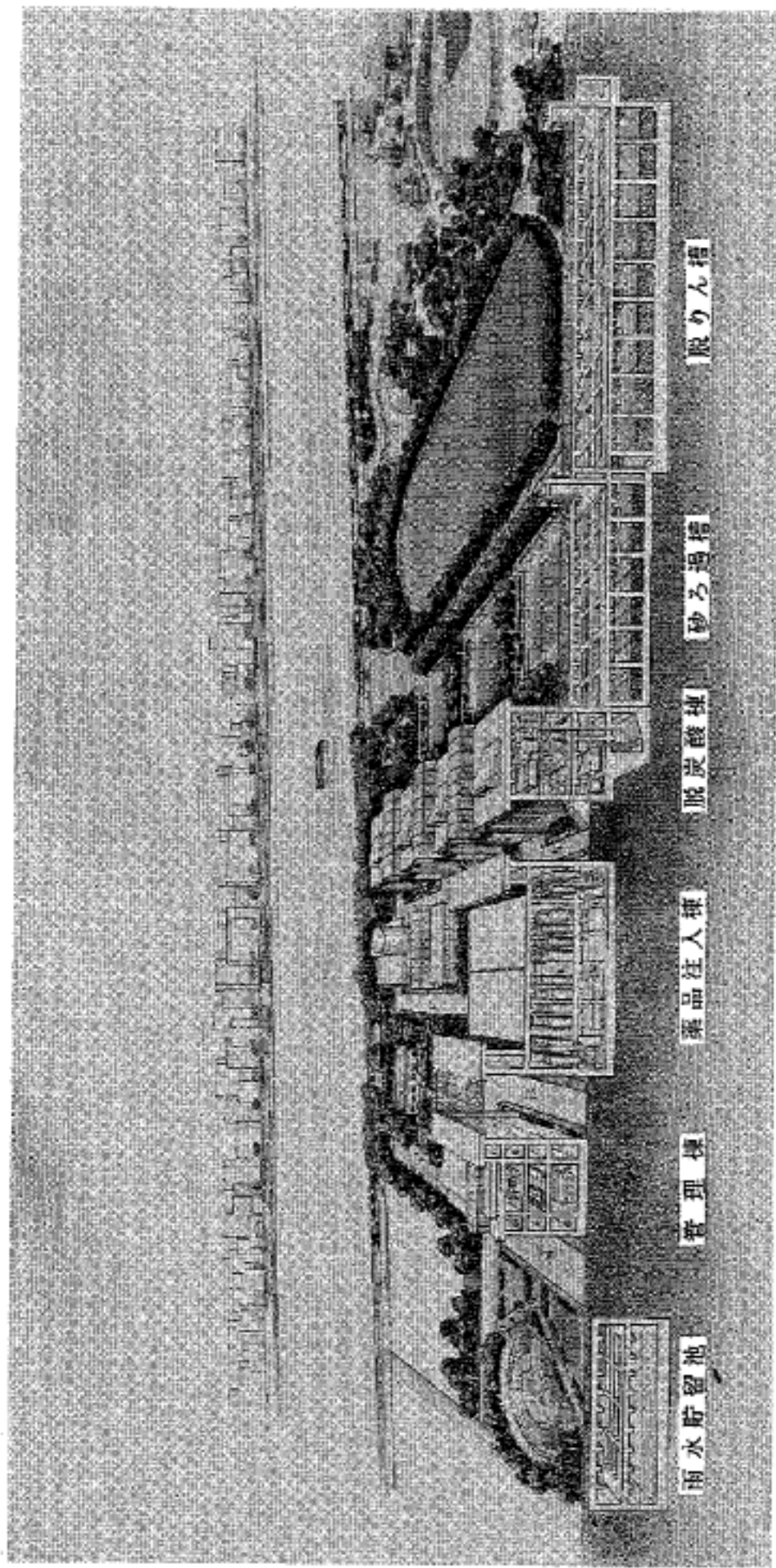


写真 2-2-2 東尾久浄化センター断面パース

(3) 土地利用計画

予定地の敷地面積は約7.4haであり、土地利用計画は表 2.2.6及び図 2.2.6に示すとおりである。主要な構造物の面積は約5haであるが、最も大きな砂ろ過槽及び脱リン槽の上部は都立公園として利用される。また、他の部分についても、緩衝緑地や修景緑地を計画しており、これら緑地と公園を合せた面積は約5.3ha（全体の71%）である。

表 2.2.6 土地利用計画

区 分	面積 (㎡)	面積比率 (%)
建 物	約 12,900	17.4
道 路	約 5,000	6.8
駐 車 場	約 3,000	4.1
緑 地	約 15,700	21.2
都立公園	約 37,400	50.5
敷地面積	約 74,000	100.0

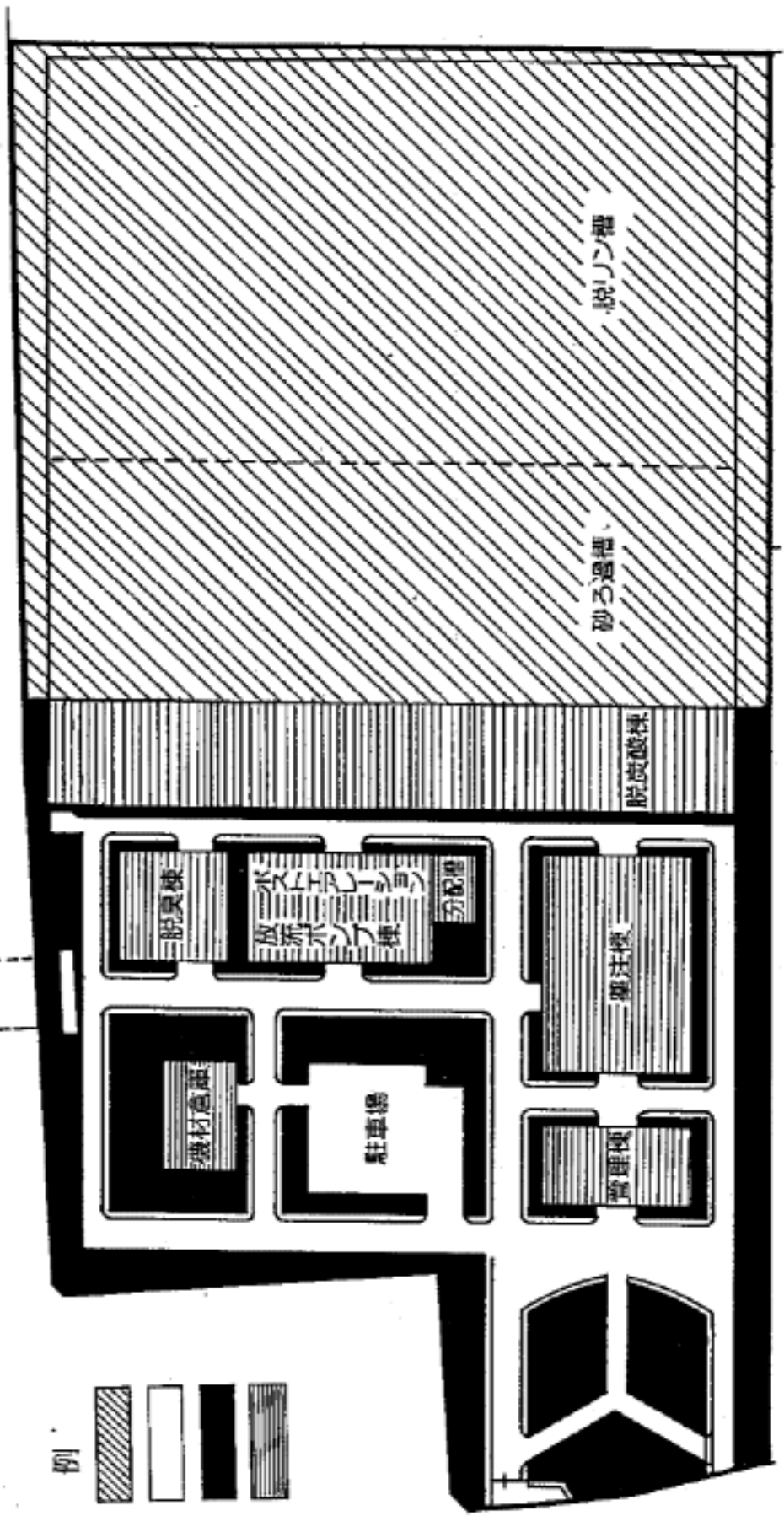
注1) 緑地には、雨水貯留池等地下構造物上の面積を含む

2) 都立公園には、砂ろ過槽・脱リン槽上の人工地盤の面積を含む

馬田川

吐口

都道・スーパー堤防



- 凡例
- 公 道 (Hatched pattern)
 - 道 路 (White)
 - 緑 地 (Black)
 - 建 築 物 (Horizontal lines)

図 2.2.6 土地利用計画図

2.2.4. 工事の概要

1) 工事工程

本事業に係る全体工事工程は、表 2.2.7 に示すとおりである。

- 工事は全体工期16年間で2期に分割して行う。第1期工事は、平成2年度後半に着工し、平成7年度までの6年間に砂ろ過施設を建設する計画である。第2期工事は、平成8年度から平成17年度までの10年間に脱リン施設を建設するものであり、第2期工事の前半と後半各々の5年間で脱リン施設の1/2ずつを建設する計画である。

2) 施工方法の概要

工事の主な工種は、杭基礎工事、山留工事、掘削工事、躯体・仕上工事、プラント工事、場内整備工事等である。

ア. 杭基礎工事

工事に先立ち、工事作業区域の周囲を遮音壁を兼ねた鋼製の仮囲い(高さ3m)等で囲う。各施設の基礎構造は、既成鉄筋コンクリート杭等で、低振動・低騒音工法である中掘工法等により打設する。

イ. 山留工事

地下部分の施工については、鋼矢板による山留工(分配槽のみ地下連続壁)を施し、地盤の崩壊や変状を防止しながら掘削を行う。

山留壁を支える支保工は、鋼製切梁を用いる。

ウ. 掘削工事

掘削は、地上より1段目の切梁架橋までは、バックホウによる直接掘りを実施し、以降は仮設構台を設置して構台上よりクラムシェルを用いて掘削を行う。










エ. 躯体・仕上工事

掘削工事完了後、鉄筋コンクリート構造物を地下部分より順次構築する。コンクリートは、コンクリートミキサー車により搬入し、コンクリートポンプ車により圧送して打設する。

仕上工事は、躯体工事を完了した部分より順次施工する。

表 2.2.7 東尾久浄化センター建設工事（全体）工程の概要

凡例：
 杭基礎工事、山留工事、掘削工事
 躯体・仕上工事
 プラント工事、場内整備工事

工区 項目 平成	第1期工事										第2期工事						
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
①管理棟																	
②薬注棟																	
③脱炭設備																	
④砂ろ過槽																	
⑤脱リン槽																	
⑥放流ポンプ棟																	
⑦分配槽																	
⑧放流渠出口																	
⑨脱臭棟および 機材倉庫																	
⑩雨水貯留池																	
⑪送水管工事 (シールド工法)																	

オ. プラント工事

プラント工事は、躯体工事を完了した部分より順次施工する。搬入はトラックで行い、組立て、据え付けはトラックレーンを用いて行う。

カ. 場内整備工事

場内整備工事としては、場内道路工事、雨水排水施設工事、植栽工事があり、躯体工事がほぼ完了した時点から施工する。

キ. 送水管のシールド工事

送水管のシールド工事は三河島処理場を起点とし、東尾久浄化センターの分配槽を終点とする。

施工は、既設道路の沈下・隆起を予防し、周辺家屋に影響を及ぼさない泥土圧シールド工法を用いる。掘削にともなう残土は、三河島処理場側から搬出する。

ク. 吐口工事

吐口の築造は、隅田川に二重締切鋼矢板を設置して行う。

工事にともなう底泥の巻上げや、土砂の流出を防止するために、拡散防止膜の設置をするとともに、締切内濁水は沈殿処理した後に公共下水道へ放流をする。

(3) 工事用車両及び建設機械

ア. 工事用車両

工事用車両として、コンクリートミキサー車、資材搬出入用のトラック、残土搬出用のダンプトラック等がある。

予定地からの残土搬出方法には、隅田川を利用した水上搬出とダンプトラックによる陸上搬出の2つの方法がある。施工計画は工事用車両の走行による周辺環境に及ぼす影響を極力少なくするために、水上搬出を優先して考えている。しかし、現地点では水上搬出とした場合に、処分地先において発生残土の全量を受け入れられるか未確定である。

そのため、大気汚染等の工事用車両の走行による影響の予測評価においては、予測条件を安全側に考え、予測結果が大きめになるように、全量を陸上

搬出とした場合の工事用車両台数を用いている。

工事用車両の走行台数が最大となるのは、陸上搬出とした場合には、第1期計画が平成5年(99台/日)、第2期計画が平成11年(65台/日)である。

なお、残土発生量は約535.6千 m^3 、コンクリート打設量は約228.3千 m^3 である。また、送水管工事の残土発生量は約43.4千 m^3 であり、発進側の三河島処理場より船で搬出する計画である。

図 2.2.7に工事用車両の走行ルートを示した。



イ. 建設機械

主な建設機械は表 2.2.8に示すとおりである。建設機械の稼働台数の最盛期は、第1期工事では平成5年（15台/日）、第2期工事では平成11年（14台/日）である。

建設機械の配置は、工事工程及び各建設機械の回転半径、作業範囲及び効率的な稼働計画等を考慮して設定している。

表 2.2.8 主な建設機械 *1

工事内容		特定建設作業 *2 及び 指定建設作業 *3 に係る 建設機械	その他の建設機械
浄 化 セ ン タ ー 工 事	山留工事	クローラ杭打機 バックホウ 振動パイルドライバー (低公害型)	クローラークレーン アースオーガー 振動パイル
	掘削工事	クラムシェル バックホウ	
	杭基礎工事	クローラ杭打機	クローラークレーン アースオーガー
	鉄筋コンクリート 鉄骨・仕上工事		クローラークレーン
	外構工事	バックホウ ブルドーザ	トラッククレーン
	プラント工事		トラッククレーン
関 連 工 事	シールド工事	クローラ杭打機 コンプレッサー	トラッククレーン 泥土圧式シールド機 門型クレーン
	吐口工事	クローラ杭打機 コンプレッサー バックホウ	トラッククレーン

注*1) 工事用車両は除く

*2) 騒音規制法及び振動規制法に係るもの

*3) 都公害防止条例に係るもの

2.2.5 環境管理に関する計画等の配慮

東京都は、21世紀に向けて、快適な環境をつくりあげ、人間性に溢れた真に豊かな都市社会の実現と、地域の特性や役割を生かす都市社会の形成を目指したマイタウン東京構想を実現していくために、昭和62年度に「東京都環境管理計画」を策定している。

一方、荒川区は、21世紀を展望し、「水と緑と豊かな暮らし」を実現するために、都市基盤の整備及び住環境の整備の方針を定めるとともに、その具現化に向けての方策を取りまとめた「荒川区実施計画」を平成元年度に策定している。

東尾久浄化センターは、隅田川と東京湾の水質環境の保全を目的とするものであり、また、計画地の立地条件から水と緑の環境の創造を目指している。

そのため、計画の構想段階から上述の「東京都環境管理計画」と「荒川区実施計画」の基本方針等を十分考慮し、計画上及び工事中において、環境保全上の見地から、次のような事項に対して配慮を図ることとした。

(1) 計画上の配慮した事項

ア. 大気汚染防止対策

高度処理に伴い発生する洗浄排水は、三河島処理場に送水することにより、計画地内に汚泥焼却施設を設けないようにする。

イ. 悪臭防止対策

悪臭の発生する雨水貯留池及び脱炭酸塔等の排気は、強制的に吸気して脱臭処理した後に排出する。

ウ. 騒音・振動防止対策

設備機械は、堅固な工場棟内の床に固着し、騒音・振動の外部への伝達を遮断する。

また、騒音の大きな機械には、必要に応じて消音機を取りつけるとともに、周囲を遮音壁で囲み、天井、壁には吸音材を張りつけて騒音が外部に漏れないようにする。

エ. 水質汚濁防止対策

良好な処理水質とするため、適切な維持管理に努めるとともに、放流水の水質監視・水質調査を行う。

オ. 植物・動物

事業区域の約1/2は、覆蓋して上部を都立公園として整備する。他の区域についても、修景緑地や緩衝緑地を計画的に配置する。

カ. 景観

機械設備等は、できる限り棟内に収容し、外観は都立公園やスーパー堤防等の周辺環境と調和した建物形状及び清潔感ある色彩とする。

また、緩衝植樹帯や修景緑地を計画的に配置し、景観の創造を図る。

2) 工事中の配慮

本事業の施工に当たっては、保安・安全上の措置、適正な運搬手段の選択、工事用車両の走行ルートの限定、工事用車両等の安全走行、粉じんの発生防止措置、低騒音・低振動の機械及び工法の採用等を講じて、周辺地域の環境保全に努める。

ア. 大気

① 工事用車両の台数を少なくするため、可能な限り残土の搬出を隅田川を利用した水上搬出とする。

② 工事用車両台数のピークを少なくし、できるだけ均等となるように努める。

③ 予定地の清掃及び散水を行い、粉じんの飛散防止に努める。

また、予定地から一般道路への入口付近には、必要に応じて洗車設備を設け、タイヤの泥等を落とし、かつ、道路清掃員を配置し、周辺道路の汚れを防止する。

イ. 騒音・振動

低騒音・低振動の工事用機械及び工法を採用する。

また、工事用仮囲いを設けるとともに、騒音・振動等を発生しやすい固定型の工事用機械は、極力予定地境界から離して配置する。また、周辺地域の環境保全を考慮した作業手順とする。

ウ. 水質汚濁

吐口工事においては、締切内の濁水を沈殿処理して、公共下水道に放流することにより、濁水の流出を極力少なくする。